



利用者負担額(保育料)月額表

奈良市役所 保育所・幼稚園課

保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額 (※1)	階層	保育標準時間	保育短時間
生活保護受給世帯	A	0円	0円
住民税非課税世帯	B	0円	0円
48,600円未満	ひとり親世帯等(※2)	C1	3,950円
		C2	7,900円
57,700円未満	ひとり親世帯等	D0-1	6,150円
		D0-2	12,300円
67,000円未満	ひとり親世帯等	D1-1	6,150円
		D1-2	12,300円
77,101円未満	ひとり親世帯等	D2-1	8,850円
		D2-2	19,700円
97,000円未満	D3	21,600円	21,600円
133,000円未満	D4	30,000円	30,000円
169,000円未満	D5	39,100円	39,100円
211,201円未満	D6	46,000円	46,000円
301,000円未満	D7	51,400円	51,400円
397,000円未満	D8	57,300円	57,300円
397,000円以上	D9	63,700円	63,700円

※1 寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割控除等は適用いたしません。市(区町村)民税所得割課税額にこれらの控除額を加算した額により決定いたします。

※2 ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯です。

- 父母の所得等によっては、家計の主宰者として同居祖父母等の市(区町村)民税所得割課税額を合計して決定する場合があります。
- 市(区町村)民税所得割課税額を確認できない場合は利用者負担額を仮決定します。確認後に改めて決定します。
- 政令指定都市における平成30年度以降の市民税所得割課税額につきましては、税源移譲前の旧税額により決定します。
- 離婚、再婚、祖父母等との同居など家庭状況が変わる場合や、市(区町村)民税の修正申告を行った場合は、利用者負担額が変更となることがありますので、必ず保育所・幼稚園課へご連絡ください。
- 利用者負担額の更正は、年度を越えて遡及しません。

◇ 保護者が負担する費用(保育料以外)

- ・ 保育料の他に、実費徴収(給食費、預かり保育利用料、延長保育料、通園送迎費、行事費等の費用)や上乗せ徴収(保育士等配置の充実や平均的な水準を超えた施設整備等にかかる費用)を保護者にご負担いただきます。
- ・ 実費や上乗せ徴収の内容は施設により異なります。詳しくは各施設にお問合せください。
- ・ 実費や上乗せ徴収の納付方法は利用する施設により異なります。奈良市立幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合は、奈良市に口座振替にて納めていただきます(一部、施設に直接支払う費用もあります)。私立施設を利用する場合は、各施設に直接納付していただきます(納付方法については、各施設にお問合せください)。
- ・ 0～2歳児クラス(保育利用)の給食費は、保育料として納めていただく費用に含まれているため、別途給食費として負担いただく必要はありません。
- ・ 給食費のうち副食費(おかず等)については、徴収が免除される場合や、負担額の軽減措置が適用される場合があります。詳しくは下記の『副食費の徴収免除及び負担軽減について』をご確認ください。
- ・ 子どものための施設等利用給付認定を受けている場合は、預かり保育利用料が限度額まで無償化されます。詳細は『子育てのための施設等利用給付認定のしおり』をご確認ください。

必ずお読みください

保護者に負担いただく保育料や実費等の費用は、施設で日々保育を行うために必要な経費の一部となるものです。期限までに納付いただけない場合は、施設の運営に支障をきたしますので、必ず期限までにお支払いください。

なお、奈良市に納めていただく保育料や実費徴収分については、期日までに納付いただけない場合は、延滞金や遅延損害金を徴収することになります。また、督促状の送付のほか、電話や文書による催告を行い、それでもなお納付いただけない場合は、やむを得ず差押等の滞納処分や強制執行等の法的措置に着手する場合があります。これらの措置は、期限までに納付いただいている方との受益者負担の公平性の確保や、施設の運営に係る財源の確保のために行うものです。

◇ 副食費の徴収免除及び負担軽減について

- ・ 3～5歳児クラス(保育利用)及び教育利用の子どもが、以下のいずれかに該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

【1号認定(幼稚園・認定こども園教育部分利用)】

- ・ 年収360万円未満相当の世帯(保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯)
- ・ 小学校第3学年修了前のきょうだいから数えて第3子以降

【2号認定(保育所・認定こども園保育部分利用)】

- ・ 年収360万円未満相当の世帯(保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯またはひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯で、保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯)
- ・ 小学校就学前のきょうだいから数えて第3子以降
 - ※ 小学校就学前のきょうだいについては、(A)～(D)の施設を利用している児童のみを数えます。認可外保育施設等、対象にならない場合もあります。
 - (A) 保育所、認定こども園、市立幼稚園、施設型給付幼稚園
 - (B) 私立幼稚園(施設型給付未移行)、国立幼稚園
 - (C) 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部
 - (D) 企業主導型保育事業等

- ・ 上記の副食費徴収免除に該当しない子どものうち、以下に該当する場合は、施設にお支払いいただく副食費が毎月4,800円まで軽減されます。(令和6年4月～)

【1号認定・2号認定共通】

- ・ 上記の副食費徴収免除に該当しない子どものうち、同一世帯のきょうだいから数えて第3子以降

保育園・認定こども園・幼稚園等 副食費の徴収免除及び助成制度について

更新日:2023年4月1日更新

このページでは、特定教育・保育施設等(保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園等)における副食費についてご案内します。

保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園等における給食費について

特定教育・保育施設等(保育園・認定こども園・新制度移行幼稚園等)における食事の提供に要する費用(給食費)については、0～2歳児クラスの保育認定の子どもは保育料の一部として、教育認定の子ども及び3～5歳児クラスの保育認定の子どもは実費として保護者にご負担いただいています。

ただし、実費としてご負担いただく給食費のうち、副食費(おかず・おやつ等)については、国の制度により徴収が免除される場合や奈良市独自の助成制度により保護者の負担額が軽減される場合があります。なお、徴収免除や助成制度の適用を受けるために届出が必要となる場合があります。詳しくは、下記をご確認ください。

副食費の徴収免除について

教育認定の子どもの場合

以下のいずれかに該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

1. 年収360万円未満相当の世帯(保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯)の子ども

2. 小学校第3学年修了前までの子どものうち、最年長の子どもから数えて第3子以降の子ども
(未就学の子どもについては、施設等を利用している子どものみを数えます)
-

※4月から8月までの該否は前年度の課税額、9月から翌年3月までの該否は当年度の課税額により判定します。

※同居する祖父母等がいる場合は、祖父母等を家計の主宰者として、その課税額を合算して判定する場合があります。

保育認定の子ども(3~5歳児クラス)の場合

以下のいずれかに該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

1. ひとり親・在宅障がい者のいる世帯...保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が、7,101円未満の世帯の子ども
 2. 1. 以外の世帯...保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が、57,700円未満の世帯の子ども
 3. 小学校就学前の子どものうち、最年長の子どもから数えて第3子以降の子ども(施設等を利用している子どものみを数えます)
-

※4月から8月までの該否は前年度の課税額、9月から翌年3月までの該否は当年度の課税額により判定します。

※同居する祖父母等がいる場合は、祖父母等を家計の主宰者として、その課税額を合算して判定する場合があります。

申請手続

保護者からの申請手続は不要です。副食費の徴収免除の該当者は、奈良市が世帯状況や保護者の課税額により判定します。なお、徴収免除の該当者に対しては、「副食費徴収免除通知書」を送付いたします。

ただし、以下に該当する場合は、施設等の利用状況や保護者の市(区町村)民税の額、世帯の状況を把握するために、保護者からの届出が必要です。副食徴収免除の該否判定が変わる可能性があるため、早急にお手続きください。

1. 世帯構成が変わるとき(父母の離婚・結婚、世帯員の異動(別居監護している子ども含む)、転

居等)

【必要書類】『 [異動届 \[PDFファイル/97KB\]](#)』

※父母の離婚・結婚については、受理日を確認できる書類(戸籍謄本や受理証明書の写し等)を添付してください。

2. 修正申告等により保護者の市(区町村)民税所得割課税額が変わるとき

【必要書類】『 [異動届 \[PDFファイル/97KB\]](#)』

※修正申告等による市区町村民税額の変更については、速やかに修正申告後の課税額を確認できるように、課税証明書の提出が必要となる場合があります。

3. 海外赴任等により、日本国内で課税されていないとき

【必要書類】『 [外国における収入等申告書 \[PDFファイル/136KB\]](#)』

※申告内容を確認できる書類(勤務先の発行する収入証明書、給与明細書、源泉徴収票等)を添付してください。

4. 同居の在宅障がい児(者)がいる世帯に該当するとき(対象:保護者の市(区町村)民税所得割課税額の合算額が、57,700円～77,101円未満の世帯)

在宅障がい児(者)とは、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者です。

【必要書類】『 [在宅障がい児\(者\)のいる世帯該当申出書 \[PDFファイル/93KB\]](#)』

※手帳や受給資格証等の写しを添付してください。

5. 多子軽減の算定対象となるべき子どもが、以下の施設や事業を利用しているとき

- (A)新制度未移行私立幼稚園、国立幼稚園
- (B)特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部
- (C)児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
- (D)企業主導型保育事業

【必要書類】『 [利用者負担額等多子軽減にかかる申出書 \[PDFファイル/149KB\]](#) 』

6. 多子軽減の算定対象となる子どもが住民票上別住所のとき

【必要書類】『 [利用者負担額等別居監護申立書 \[PDFファイル/102KB\]](#) 』

※生計を一にしていることが確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

副食費の助成制度について(奈良市の独自事業)

助成内容

奈良市に居住する3～5歳児クラスの保育認定子ども又は教育認定の子どものうち、同一世帯に属する第3子以降の子どもの副食費について、月4,700円を上限に助成します。

※保護者が本来負担する副食費が月4,700円を超える場合は、差額分を保護者に負担していただきます。

※副食費の徴収免除に該当する場合は、助成の対象とはなりません。

※奈良市立保育所・認定こども園、私立保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園以外の施設を利用する場合は、助成の対象とはなりません。

申請手続

保護者からの申請手続は不要です。副食費の助成制度の該当者は、奈良市が世帯状況により判定します。なお、副食費の助成制度の該当者に対しては、「副食費助成のお知らせ」を送付いたします。

ただし、以下に該当する場合は、世帯の状況を把握するために、保護者からの届出が必要です。副食費助成の該否判定が変わる可能性があるため、早急にお手続きください。

1. 世帯構成が変わるとき(父母の離婚・結婚、世帯員の異動(別居監護している子ども含む)、転居等)

【必要書類】『 [異動届 \[PDFファイル/97KB\]](#)』の提出

※父母の離婚・結婚については、受理日を確認できる書類(戸籍謄本や受理証明書の写し等)を添付してください。

2. 多子軽減の算定対象となる子どもが住民票上別住所のとき

【必要書類】『 [利用者負担額等別居監護申立書 \[PDFファイル/102KB\]](#)』

※生計を一にしていることが確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付してください。

関連情報

- [利用者負担額\(保育料\)について](#)
- [第2子目以降の利用者負担額\(保育料\)無償化について](#)

このページに関するお問い合わせ先

[保育所・幼稚園課](#)

給付保育料係

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1

Tel:0742-34-5086

Fax:0742-36-7671

[メールでのお問い合わせはこちら](#)